

龍ヶ崎地方衛生組合訓令第4号

龍ヶ崎地方衛生組合個人情報保護事務取扱要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年9月29日

龍ヶ崎地方衛生組合
管理者 寛 信太郎

龍ヶ崎地方衛生組合個人情報保護事務取扱要綱の一部を改正する訓令
龍ヶ崎地方衛生組合個人情報保護事務取扱要綱（令和6年龍ヶ崎地方衛生組合訓令第9号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（所管課及び総務課の所掌事務） 第4条 省 略 2 総務課が行う事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。 (1) 職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を含む。以下同じ。</u>）に対する保有個人情報の取扱いについての教育の実施に関すること。 (2) } 省 略 (10) } （個人情報保護管理者等の所掌事務） 第5条 個人情報保護管理者が行う事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。 (1) <u>所管する課等における保有個人情報の管理に関する事務を総括すること。</u> (2) 省 略 (3) 省 略 2 個人情報保護統括管理者が行う事務は、おおむね次に掲げるとおり	（所管課及び総務課の所掌事務） 第4条 省 略 2 総務課が行う事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。 (1) 職員に対する保有個人情報の取扱いについての教育の実施に関すること。 (2) } 省 略 (10) } （個人情報保護管理者及び個人情報保護統括管理者の所掌事務） 第5条 個人情報保護管理者が行う事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。 (1) <u>保有個人情報の適切な管理の確保に関すること。</u> (2) 省 略 (3) 省 略 2 個人情報保護統括管理者が行う事務は、おおむね次に掲げるとおり

とする。

(1) 本組合における保有個人情報の管理に関する事務を総括すること。

(2) }
く } 省 略
(5) }

3 個人情報保護担当者は、個人情報保護管理者を補佐し、各課等における保有個人情報の管理に関する事務を行う。

(保有個人情報の取扱いに関する教育等)

第6条 }
く } 省 略
5 }

6 個人情報保護統括管理者は、個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者に対し、定期的に保有個人情報を適切に管理するための教育を行うものとする。

7 各課等の長は、職員に対し、個人情報保護統括管理者が実施する教育に参加する機会を付与するものとする。

(職員の責務)

第6条の2 職員は、法の趣旨に基づき、保有個人情報の取扱いに関連する法令等の定め並びに個人情報保護管理者、個人情報保護統括管理者及び個人情報保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

2 前項に定めるもののほか、職員は、情報システムにおいて保有個人情報を取り扱う場合は、情報セキュリティポリシー（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の6第1項の規定に基づき定める方針及び当該方針に基づき定める情報セキュリティ対策基準をいう。）を遵守しなければならない。

(アクセス制限等)

とする。

(1) 個人情報保護管理者の統括に関すること。

(2) }
く } 省 略
(5) }

(保有個人情報の取扱いに関する教育等)

第6条 }
く } 省 略
5 }

6 各課等の長は、職員に対し、第1項の教育に参加する機会を付与するものとする。

第6条の3 個人情報保護管理者は、保有個人情報の秘匿性、個人識別（匿名化したものを含む。）の容易性、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じる被害の性質及び程度等（以下この章において「秘匿性等」という。）に応じて当該保有個人情報を取り扱う情報システムを限定する等の必要な措置を講ずるとともに、当該保有個人情報にアクセス（紙に記録されている保有個人情報を取り扱う行為を含む。以下同じ。）をする権限を有する職員の範囲及び権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限に限定するものとする。

2 保有個人情報にアクセスする権限を有しない職員は、当該保有個人情報にアクセスしてはならない。

3 職員は、保有個人情報にアクセスする権限を有する場合であっても、当該保有個人情報へのアクセスを必要最小限に限定するとともに、業務上の目的以外の目的のために当該保有個人情報にアクセスしてはならない。

（誤りの防止及び訂正等）

第7条 職員は、保有個人情報の誤り等を防止するため、行政文書等に記録しようとする個人情報の元となる資料又は書類と当該記録する個人情報の内容との照合及び記録後の確認並びに既存の保有個人情報との照合等を行うものとする。

2 省 略

3 省 略

4 所管課は、第2項の規定により保有個人情報の訂正をした場合において、当該保有個人情報を他の課等に利用させ、又は提供しているときは、当該他の課等に対し、訂正の内容を通知するとともに、保有個人情報の訂正を依頼するものとする。

（複写の制限等）

第8条 職員は、保有個人情報を記録した行政文書等を複写しようとするときは、個人情報保護管理者の許可を得て、その指示に従い、業務

（誤りの訂正等）

第7条 省 略

2 省 略

3 所管課は、第1項の規定により保有個人情報の訂正をした場合において、当該保有個人情報を他の課等に利用させ、又は提供しているときは、当該他の課等に対し、訂正の内容を通知するとともに、保有個人情報の訂正を依頼するものとする。

（複写の制限等）

第8条 職員は、保有個人情報を記録した行政文書等を複写しようとするときは、個人情報保護管理者の許可を得て、その指示に従い、必要

上必要最小限に限定して行わなければならない。この場合において、当該複写された保有個人情報記録した行政文書等は、原本と同等に取り扱うものとする。

(送付等の方法)

第9条 職員は、保有個人情報記録した行政文書等の送付（送信を含む。以下この条において同じ。）又は持ち出しを業務上必要最小限に限定し、個人情報保護管理者の許可を得て、その指示に従い行わなければならない。

2 省 略

3 省 略

4 職員は、保有個人情報記録した行政文書等の誤送付（誤送信、誤交付、誤掲載を含む。）を防止するため、個人情報保護管理者の指示に従い複数の職員による確認等の必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄)

第10条 省 略

2 職員は、保有個人情報記録した行政文書等の廃棄を委託する場合には、その秘匿性等に応じて当該廃棄業務に立会い、又は廃棄を証明する書類に当該廃棄業務に係る写真等を添えて提出を求める等、委託先（廃棄業務の再委託を受けた者を含む。）において廃棄業務が確実に行われていることを確認するものとする。

(外的環境の把握)

第10条の2 保有個人情報が外国において取り扱われる場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。クラウドサービスを利用する場合における当該クラウドサービス提供事業者が外国に所在するとき、及び保有個人情報が保存されるサーバ等が外国に所在するときも同様とする。

(外部委託等の際の留意事項)

最小限に限定して行わなければならない。この場合において、当該複写された保有個人情報記録した行政文書等は、原本と同等に取扱うものとする。

(送付等の方法)

第9条 省 略

2 省 略

(廃棄)

第10条 省 略

(外部委託時の留意事項)

第11条 保有個人情報を取り扱う事務事業を外部に委託する場合は、保有個人情報の適切な管理を行う能力を有しないものを選定することがないように必要な措置を講ずるものとする。

2 保有個人情報を取り扱う事務事業を外部に委託する場合は、当該保有個人情報を取り扱う範囲を業務上必要最小限に限定し、契約書に次に掲げる事項を明記しなければならない。

(1) 委託先における保有個人情報の秘密保持に関する事項

(2) 保有個人情報の利用目的及び利用目的以外の目的のための利用の禁止の義務に関する事項

(3) 省 略

(4) 省 略

(5) 保有個人情報の漏えい等の発生時の報告及び調査に関する事項

(6) 契約終了時点における保有個人情報の返却又は廃棄に関する事項

(7) 省 略

(8) 作業報告書等による定期報告に関する事項

(9) 保有個人情報の取扱いに関する監査の実施及び是正を要求する権利に関する事項

(10) 省 略

(11) 省 略

3 保有個人情報を取り扱う事務事業を外部に委託する場合は、当該委託する業務の内容等を考慮し、取り扱う保有個人情報から必要に応じて特定の個人を識別することができる記録の全部若しくは一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるものとする。

4 保有個人情報を取り扱う事務事業を外部に委託する場合は、その秘匿性等に応じて当該委託先における責任者、業務従事者等の作業の管理体制及び実施体制並びに保有個人情報の管理の状況について、実地

第11条 保有個人情報を取扱う事務事業を外部に委託する場合は、当該保有個人情報を取扱う範囲を業務上必要最小限に限定し、契約書に次に掲げる事項を明記しなければならない。

(1) 委託先の従業員の守秘義務

(2) 保有個人情報の利用目的及び利用目的以外の目的のための利用の禁止

(3) 省 略

(4) 省 略

(5) 保有個人情報の漏えい等の発生時の報告及び調査に関する取決
め。

(6) 契約終了時点における保有個人情報の返却又は廃棄に関する取決
め。

(7) 省 略

(8) 作業報告書等による定期報告の実施

(9) 保有個人情報の取扱いに関する監査の実施及び是正を要求する権
利

(10) 省 略

(11) 省 略

検査又は書面により定期的に確認するものとする。

5 委託先（再委託を受けた者を含む。）が保有個人情報を取り扱う事務事業を再委託する場合は、再委託先に対しても、委託先を通じて前3項に規定する措置を講ずるものとする。

6 保有個人情報を取り扱う事務事業を派遣労働者によって行わせる場合は、当該派遣労働者に係る労働者派遣契約書に秘密保持義務等の保有個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

（自己点検）

第12条 個人情報保護管理者は、各課等の保有個人情報の取扱いについて、定期及び必要に応じて自己点検を実施するものとする。

2 省 略

3 省 略

（漏えい等の報告）

第13条 職員は、保有個人情報の漏えい等の事実若しくは保有個人情報の取扱いに関する規律に違反している事実が発生し、又は発生したおそれがあることを認識した場合は、直ちに当該保有個人情報を管理する個人情報保護管理者に報告しなければならない。

2 所管課は、保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある場合は個人情報漏えい等報告書（様式第1号）により、個人情報保護統括管理者に報告しなければならない。

3 前項の規定による報告は、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、そ

2 委託先が保有個人情報を取り扱う事務事業を再委託する場合は、再委託先に対しても、委託先と同等の安全管理措置の実施を要求するものとする。

（自己点検）

第12条 個人情報保護管理者は、各課等の保有個人情報の取扱いについて、毎年度及び必要に応じて自己点検を実施するものとする。

2 省 略

3 省 略

（漏えい等の報告）

第13条 所管課は、次の各号のいずれかに該当した場合は個人情報漏えい等報告書（様式第1号）により、個人情報保護統括管理者に報告するものとする。

(1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある場合

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある場合

(3) 不正の目的をもって行われたおそれのある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある場合

2 前項の規定による報告は、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、そ

れぞれ当該各号に定める日までに報告するものとする。

(1) 省 略

(2) 確報 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態を知った日から30日以内（不正の目的をもって行われたおそれのある漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある場合にあっては、60日以内）

4 個人情報保護統括管理者は、第2項の報告を受けたときは、速やかに組合管理者に報告しなければならない。

5 個人情報保護統括管理者は、第2項の報告を受けた場合であって、法第68条第1項に規定する事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

（本人への通知）

第14条 所管課は、前条第5項の規定により個人情報保護委員会に報告した場合は、法第68条第2項に規定する当該事態が生じた旨を本人に対し通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 省 略

(2) 省 略

（保有個人情報の外部提供及び措置要求）

第16条 省 略

2 省 略

3 利用課等は、第1項の規定による外部提供を行う場合において、行政機関等以外の者に保有個人情報を提供するときは、原則として提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録の範囲及び項目、利用形態等について当該提供先との間で書面（電磁的記録を含む。）を取り交わすとともに、当該提供先に対し法第70条の規定による必要な措置を講ずることを求めるものとする。この場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供前又は随時に個

れぞれ当該各号に定める日までに報告するものとする。

(1) 省 略

(2) 確報 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態を知った日から30日以内（前項第3号に規定する場合にあっては、60日以内）

3 個人情報保護統括管理者は、第1項の報告を受けた場合であって、法第68条第1項に規定する事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

（本人への通知）

第14条 所管課は、前条第3項の規定により個人情報保護委員会に報告した場合は、法第68条第2項に規定する当該事態が生じた旨を本人に対し通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 省 略

(2) 省 略

（保有個人情報の外部提供及び措置要求）

第16条 省 略

2 省 略

3 利用課等は、第1項の規定による外部提供を行う場合において、行政機関等以外の者に保有個人情報を提供するときは、当該行政機関等以外の者に対し法第70条の規定による必要な措置を講ずることを求めるものとする。この場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供前又は随時に個人情報の管理に関し実地の調査等を行うものとする。

人情報の管理に関し実地の調査等を行うものとする。

- 4 省 略
5 省 略
(開示請求の手續事務)

第20条 }
 〃 } 省 略
3 }

4 本人確認書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 省 略
(2) 省 略
(3) 在留カード (特定在留カードを含む。)
(4) 特別永住者証明書 (特定特別永住者証明書を含む。)

(5) }
 〃 } 省 略
6 }

付 則

この訓令は、令和8年9月29日から施行する。

- 4 省 略
5 省 略
(開示請求の手續事務)

第20条 }
 〃 } 省 略
3 }

4 本人確認書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 省 略
(2) 省 略
(3) 在留カード
(4) 特別永住者証明書 又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録
証明書

(5) }
 〃 } 省 略
6 }